

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号 南牧佐久線

環境影響評価準備書

1 / 2

令和 8 年 2 月

山梨県・長野県

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号 南牧佐久線

環境影響評価準備書

2 / 2

令和 8 年 2 月

山梨県・長野県

目次

第 1 章	都市計画対象道路事業の名称	1-1
第 2 章	都市計画決定権者及び事業予定者の名称	2-1
2.1.	都市計画決定権者の名称	2-1
2.2.	事業予定者の名称	2-1
第 3 章	都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3. 1-1
3.1.	都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲	3. 1-1
3.2.	都市計画対象道路事業の目的	3. 2-1
3.3.	都市計画対象道路事業の内容	3. 3-1
3.3.1.	都市計画対象道路事業の種類	3. 3-1
3.3.2.	都市計画対象道路事業実施区域の位置	3. 3-1
3.3.3.	都市計画対象道路事業の規模	3. 3-5
3.3.4.	都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3. 3-5
3.3.5.	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3. 3-5
3.3.6.	都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要	3. 3-5
3.3.7.	都市計画対象道路事業の工事計画の概要	3. 3-17
3.3.8.	都市計画対象道路事業の連結位置	3. 3-27
3.3.9.	都市計画対象道路事業に係るその他の事項	3. 3-27
3.4.	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3. 4-1
3.4.1.	都市計画対象道路事業の経緯	3. 4-1
3.4.2.	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	3. 4-6
3.4.3.	方法書以降準備書までの経緯	3. 4-8
3.4.4.	環境保全への配慮事項	3. 4-13
第 4 章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4. 1. 1-1
4.1.	自然的状況	4. 1. 1-1
4.1.1.	気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4. 1. 1-1
4.1.2.	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	4. 1. 2-1
4.1.3.	土壌及び地盤の状況	4. 1. 3-1
4.1.4.	地形及び地質の状況	4. 1. 4-1
4.1.5.	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4. 1. 5-1
4.1.6.	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	4. 1. 6-1
4.1.7.	一般環境中の放射性物質の状況	4. 1. 7-1
4.2.	社会的状況	4. 2. 1-1
4.2.1.	人口及び産業の状況	4. 2. 1-1
4.2.2.	土地利用の状況	4. 2. 2-1
4.2.3.	河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	4. 2. 3-1
4.2.4.	交通の状況	4. 2. 4-1
4.2.5.	学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	4. 2. 5-1

4.2.6.	下水道の整備の状況	4.2.6-1
4.2.7.	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の 対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	4.2.7-1
4.2.8.	その他の事項	4.2.8-1
第5章	計画段階環境配慮書に関する内容	5.1-1
5.1.	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	5.1-1
5.1.1.	計画段階環境配慮書に関する法令での規定の概要	5.1-1
5.1.2.	計画路線における計画段階環境配慮書の経緯と内容	5.1-1
第6章	計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見と都市計画 決定権者の見解	6-1
第7章	計画段階環境配慮書の案についての意見と事業予定者の見解	7-1
第8章	環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	8-1
8.1.	山梨県の状況	8-1
8.2.	長野県の状況	8-183
第9章	環境影響評価方法書についての県知事の意見及びそれに 対する都市計画決定権者の見解	9-1
9.1.	山梨県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	9-1
9.2.	長野県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	9-9
第10章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法	10.1-1
10.1.	専門家等による技術的助言	10.1-1
10.2.	環境影響評価の項目	10.2-1
10.3.	調査、予測及び評価の手法	10.3-1
第11章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の結果	11.1.1-1
11.1.	大気質	11.1.1-1
11.1.1.	建設機械の稼働に係る大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	11.1.1-1
11.1.2.	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質 （二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	11.1.2-1
11.1.3.	自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	11.1.3-1
11.1.4.	建設機械の稼働に係る粉じん等	11.1.4-1
11.1.5.	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等	11.1.5-1
11.2.	騒音	11.2.1-1
11.2.1.	建設機械の稼働に係る騒音	11.2.1-1
11.2.2.	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	11.2.2-1
11.2.3.	自動車の走行に係る騒音	11.2.3-1
11.3.	低周波音	11.3.1-1
11.3.1.	自動車の走行に係る低周波音	11.3.1-1

11.4.	振動	11.4.1-1
11.4.1.	建設機械の稼働に係る振動	11.4.1-1
11.4.2.	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動	11.4.2-1
11.4.3.	自動車の走行に係る振動	11.4.3-1
11.5.	水質	11.5.1-1
11.5.1.	工事の実施（切土工又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、 工事用道路の設置及び水底の掘削）に係る水の濁り	11.5.1-1
11.5.2.	工事の実施（水底の掘削）に係る水の汚れ	11.5.2-1
11.6.	水象	11.6.1-1
11.6.1.	道路（地表式、地下式）の存在、切土工等又は既存の 工作物の除去及びトンネル工事の実施に係る河川	11.6.1-1
11.6.2.	道路（地表式、地下式）の存在、切土工等又は既存の 工作物の除去及びトンネル工事の実施に係る地下水	11.6.2-1
11.7.	地形及び地質	11.7.1-1
11.7.1.	道路（地表式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設 置に係る地形及び地質（重要な地形及び地質）	11.7.1-1
11.8.	日照阻害	11.8.1-1
11.8.1.	道路（嵩上式）の存在に係る日照阻害	11.8.1-1
11.9.	電波障害	11.9.1-1
11.9.1.	道路（嵩上式）の存在に係る電波障害	11.9.1-1
11.10.	動物	11.10.1-1
11.10.1.	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤード の設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施に係る動物	11.10.1-1
11.11.	植物	11.11.1-1
11.11.1.	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、 工事用道路等の設置、トンネル工事の実施に係る植物	11.11.1-1
11.12.	生態系	11.12.1-1
11.12.1.	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、 工事用道路等の設置、トンネル工事の実施に係る生態系	11.12.1-1
11.13.	景観	11.13.1-1
11.13.1.	道路（地表式、嵩上式）の存在に係る景観	11.13.1-1
11.14.	人と自然との触れ合いの活動の場	11.14.1-1
11.14.1.	道路（地表式、嵩上式）の存在、自動車の走行に係る 人と自然との触れ合いの活動の場	11.14.1-1
11.15.	文化財	11.15.1-1
11.15.1.	道路（地表式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置、 工事用道路等の設置に係る文化財	11.15.1-1
11.16.	廃棄物等	11.16.1-1
11.16.1.	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等）	11.16.1-1
第12章	都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	12-1

第 13 章 事後調査	13. 1-1
13. 1. 環境影響評価法に基づく事後調査	13. 1-1
13. 2. 山梨県環境影響評価条例に基づく事後調査	13. 2-1
13. 3. 長野県環境影響評価条例に基づく事後調査	13. 3-1
第 14 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の委託先	14-1

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものです。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R7 JHF 129
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

本準備書は、環境影響評価法第 38 条の 6 の規定により、都市計画決定権者が対象事業に係る事業予定者に代わるものとして、対象事業に係る施設に関する都市計画の決定と併せて手続きを行うため、同第 46 条第 1 項の規定により、事業予定者から資料の提供を受け、作成したものです。